

産業生活常任委員会

(平成28年 1 月 15 日)

○ 森 智広委員長

皆さん、こんにちは。ただいまより産業生活常任委員会を始めさせていただきます。

まず、インターネット中継をただいまより開始しますので、事務局、よろしくお願い申し上げます。

本日、市民文化部より協議会の申し出が1件ありますので、後ほど時間を設けさせていただきます。

また、本日の委員会・協議会資料については、タブレットのほうにデータを配信しておりますので、皆さんご用意よろしいでしょうか。皆さんお持ちですね。

でしたら、まずは前回、予算常任委員会産業生活分科会において意見のありました、市民文化部の地区市民センター等の機械警備業務委託に関する入札契約方法及び市立四日市病院の業務委託の指名競争入札に係る考え方について——入札制度ですよね——理事者より報告がありますので、この項については一括で、市民文化部、市立四日市病院が、一緒に入ってもらっております。また、調達契約課長にも同席していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

では、説明のほうの順番は、どういう順番で行かれますか。市民文化部からですか。

太田次長。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長兼市民生活課長の太田と申します。よろしくお願いいたします。

では、資料に基づきまして説明をさせていただきますけれども、お手元に配らせていただいております。タブレットにつきましては、市民文化部（所管事務調査）というデータファイルになりますので、よろしくお願いいたします。

では、説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

地区市民センター等機械警備業務委託に関する入札契約方法についてです。

1番の業務委託の内容につきましては、全地区市民センターにおける事務室、団体事務室における防犯・火災・監視委託です。侵入者の監視、または窓、金庫における異常有無の監視、火災の監視と、また、異常を感知したときには現場へ速やかに急行して、異常事態の確認、それと被害拡大の防止を図る委託をしております。

2番の入札契約の方法につきましては、基本的な考えといたしまして、物品調達等に関する運用基準に基づきまして、予定価格が50万円以上の業務委託につきましては、調達契約課において原則指名競争入札を行っております。また、50万円未満のものにつきましては、自所属にて随意契約、見積もり合わせを行っております。

指名競争入札の方法につきましては、調達契約課において、運用基準に基づきまして入札参加資格名簿の中から、警備業務の登録ある業者の中から、指名標準業者数を目安に、参加資格の停止、または同種契約の実績等を勘案した中で、この業務が実施できるかどうかを判断して指名業者を選定し、入札契約を締結しております。

指名競争入札のメリットとデメリットにつきましては、メリットといたしましては、一般競争入札に比べまして、選定の段階で不良・不適格業者を排除することができて業務の品質の確保が図りやすいこと、そして、競争入札参加者の選定手続が簡単であるということです。また、一方、デメリットといたしましては、指名が特定のものに偏りがちになるおそれや、業者間の談合が起りやすくなるということなんですけれども、公正性、競争性、透明性の確保について、配慮していく必要があります。

今後の考え方につきましては、監視システムの設置、運用に係る実績、また緊急時の対応態勢など、業務の確実な履行を担保する必要があります。

また、機械整備業務につきましては現在、登録業者数が限られております。またさらに、業務委託におきましては、建設工事のような不良・不適格業者を排除するための要件の確認の環境が整っていないということなどから、引き続き、運用基準に基づいて調達契約課による指名競争入札で契約することとしていきたいと思っております。

平成27年度一般会計補正予算債務負担行為に係る地区市民センター等機械警備業務委託につきましては、下記ごらんとおりとなっておりますし、また、平成27年度における地区市民センター等機械警備業務委託契約の状況につきましては、23地区・市民センター機械警備業務等、以下のとおりとなっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○ 森 智広委員長

次に、病院ですね。

太田課長。

○ 太田市立四日市病院総務課長

市立四日市病院総務課長の太田でございます。よろしく申し上げます。

タブレットのほうで、市立四日市病院のほうのページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

説明させていただきます。

1 ページ目でございます。

まず、当院の入札契約方法ということにつきましては、市の運用基準にのっとり、入札契約を行っているところでございます。

市の運用基準につきましては、今先ほど市民文化部のほうから説明があったとおりでございますので割愛はさせていただきますが、1点、業務委託の発注については、運用基準に基づいて、原則指名競争入札を行うという運用基準であるということで、それにのっとり行っているというところでございます。

それで、中ほどの次、2番でございます。

考え方でございますが、今回の平成27年度の当院の補正予算関係部分についての具体的な項目でございます。病院という患者の生命、安全に係る特殊性に鑑み、特に信頼性、確実性、持続性などが求められる次の3点の委託業務につきましては、一定の要件を満たした業者である必要があり、引き続き運用基準に基づき指名競争入札で契約することとしていきたいと思っております。

具体的にでございますが、臨床検査業務委託につきましての指名要件をちょっと述べさせていただきます。

まず、医療関連サービスマークの認定証取得業者。厚生労働省のほうで、医療現場における委託で、検査業務であるとか手術器械・機器を滅菌するような業務については、厚生労働省令である程度基準が定められておるんですけども、その基準よりもさらに厳しい基準をクリアすれば、医療関連サービスマークというのを認定できるということでございます。この取得業者を指名要件に入れていると。

次に、プライバシーマーク。当然病院ですので、厳しい個人情報の規定が守られなければいけないということで、その取り扱いを適正に行う体制を整備しているということが認定されたら、プライバシーマーク使用を業者が許諾されるわけですけども、そのマークを取得している業者。

そして、日本臨床衛生検査技師会の精度保証施設認定業者。

そして、次のページをお願いしたいんですけれども、そしてさらに、三重県内に営業所を有する業者。

迅速性ということもございますので、こういう要件を満たした業者を、当院では臨床検査業務委託の指名業者としておるところでございます。

続きまして、放射線量の測定委託、これにつきましては、指名要件としまして、電離放射線障害防止規則の規定を満たしている業者、医療法施行規則の規定を満たしている業者、放射線障害防止法の規定を満たしている業者は、こういった中で、例えば第1種の作業環境測定士を置いているとか、当然ながら測定できる機器を持っているとか、そういう要件になります。

そして、この作業環境測定法の中で、例えば施設の粉じんであるとか有機溶剤というようなものの測定をする、そういう種別があるんですけれども、その測定種別の第2号として、今回のお話のある放射線物質取り扱いというのは、この測定種別第2号の登録を受けなければいけないということなんですけれども、これにつきましては、三重県内には当該登録業者はいないということで、県外の実績のある業者ということになっておるところでございます。

そして3番目、歯科技工業務委託でございますけれども、本院の場合は、技師に差し歯とかということだけではなくて、具体的には無呼吸症候群の患者を対象としましたマウスピースを各患者に合わせたものを、オーダーメイドでつくってもらっているところでございますが、これについては、医師が要求する精度のマウスピースを作成しなければいけないということで、これをできる業者というようなことで、以上三つの委託業務につきましては、ある意味病院特有ということで、こういった指定、指名要件をつけて指名しているところでございます。

次、(2)でございますけれども、(2)については病院特有の業務ではございませんけれども、これにつきましては、④から⑭まで記載してございますが、市内であるとか等の地理的条件、また履行実績などを勘案して、これにつきましても、運用基準に基づいて指名競争入札で契約することとしていきたいというふうに考えているところでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○ 森 智広委員長

以上ですね。

お聞き及びのとおりでございます。

この説明に対するの質疑、あります方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

済みません、話の内容はよくわかりましたが、指名競争入札で契約をするということの中において、ここにもあるように、指名要件という項目がたくさんあるんですけれども、この要件を付して一般競争入札をしても同じことにはならないんですかね。

○ 森調達契約課長

調達契約課の森でございます。

50万円以上の委託料の入札契約に関しましては調達契約課のほうで所掌しておりますので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

こういった入札契約に関しまして、その契約の内容に応じまして一番最適な入札契約方式を選択していくことが重要になってくるわけなんですけど、今、採用しておる指名競争入札といいますのは、一般競争入札や随意契約が抱える問題、課題を排除できるということで、国、地方問わず幅広く、これまでも活用されてきました。

その結果、契約を実際に担当する実務経験者というのは、むしろ指名競争入札を契約締結方式の柱として採用してきたところなんですけど、そこで、何に指名をというところで、冒頭の資料でもご説明を申し上げますけれども、指名、一般それぞれのメリット、デメリットがあるわけなんですけど、何より指名に関しましては、入札契約に係る時間、コストが一般よりは安く済むというところがあります。さらに、不誠実なものを排除できるというようなメリットもございます。ただ、この辺は、前の委員会的时候に中森委員もおっしゃって見えましたが、相応の参加要件を一般競争の要件につければ、ある程度排除できるというところがございます。

あと、現実的な問題として、実際に工事なんかですと一般競争入札で行っておるんですけど、これは第三者機関としてコリンズ・テクリスというものがあまして、それで各企業の施工実績とかそういうのを一括管理するところがございます。そういうものでしっかりとその企業の施工の実績を確認できると。ただ、多種多様に内容がわたる委託契約に関しましては、そういったものがまだ確立されていないということ、さらに、工事に関しまし

では、毎週のように同じような工事が続々と発注されるわけなんですけど、業務委託の場合ですと、例えば市民文化部の機械警備業務などに至っては、私の把握しておる範囲ではことし、この1件だけだと思います、入札に付するのが。となると、警備業者さんは、いつ一般競争入札が公告されるのかわからない中で、年に1回受けとめる、なかなか対応ができていないと。工事なんかですと、毎週のように公告があるわけですから、建設業者さんは毎週のようにうちのホームページないしは業界紙を見ていただければ、対応ができるというところがございます。

さらに、今、指名競争入札のメリットとして、一つは、何回も同じような業務が発注できるような、例えば清掃なんかの業務ですと多様な業者さんがみえますので、大規模な業者さん用の業務、小規模な新規業者さん用の小規模な業務というような形で、ある程度発注の平準化が図れたりもすることもあります。

さらには、四日市市のほうでは、障害者の雇用促進企業の優先調達制度というのを採用しておりますが、指名競争であれば、そういった障害者雇用率を達成しておる企業に対して優先的に指名をできるというような仕組みもあるというところで、今現在、委託契約に関しましては、指名競争入札が一番、四日市市としてベストであろうという考えでおります。

○ 中森慎二委員

調達契約課長が言われることはよくわかるんですけども、現実的に病院が発注している検査業務委託なんかは数社に限られているわけじゃないですか、現実。それは何かといえは、やっぱりハードルが高い、人命にかかわるような臨床検査をしているということで、それに求められるニーズが非常に高いということはわかっているんですよ。でも、これらのことが、限られた業者さんの中でしか発注が回らないということなんだけども、現実、それをオープンにしても、応札できる可能性のある企業というのはそう変わらないはずなんですよ、現実的に。だったら、指名競争という名前をつける必要はないんじゃないかというのを、素朴な疑問として我々は言っているだけの話であって。

もちろん、清掃業務のような、規模に応じて地元であったり、あるいはちょっと大手のところに受けてもらうようなことを選別するための指名競争というのは、我々もよく理解しているんですよ。ですから、何が何でも指名競争入札を外せということを言っているのではなくて、現実的に一般競争入札にしても応札できる場所は変わらないんじゃないか

というような現実があるのであれば、そこに指名競争入札という冠をつける必要があるのかなというのが私の個人的な素朴な疑問の話であってね。

だから、内容によって使い分けることもよく理解をしているし、信頼性を高めることももちろん大事だと思っているので、それを崩すなんていうことは本末転倒の話なので、そんなことを言っているつもりは全くないんだけど、現実的には限られた、対応できる業者さんが限られていて、一般のオープンな入札にしても変わらないんじゃないかという現状があるのではないかということをおっしゃっているのでもって申し上げているだけなので、また今後、いろいろな角度の中から勉強させてもらいたいと思います。

○ 森 智広委員長

他にご意見、ご質疑ございますか。

ないのであれば、私から1点だけ。

済みません、これは確認なんですけれども、指名競争入札にする際に、ある一定の条件を設けて選ばれると思うんですけれども、例えばこの条件、3者指名するときに5者条件をクリアした場合というのは、5者から3者はどういうふうに、さらに基準を設けて選ばれるんですか。

○ 森調達契約課長

まず、いわゆる指名業者数、今例で挙げていただいたと思うんですが、一応私どもで標準的な指名業者数というのを運用の中で決めておりまして、例えば50万円以上ですと5者以上、100万円以上ですと6者以上というのを決めております。指名するときに、私どもの入札参加資格者名簿に各業者さんから自分の希望業種を登録してくるわけなんですけど、280ぐらいの業務、種類がございますけれども、そこへ業者さんが志望してくると。その中から、いろんな要件をつけながら、先ほどの6者を目指してどんどんどんどん減らしていくというところで、6者以上あたりに落ちついたところで指名をするというような流れになります。

○ 森 智広委員長

結果に応じて、条件が何段階かになっていくということですね。だんだん絞り込む条件を付していくということか。わかりました。

よろしいですか、他にご意見、ご質疑等。

(なし)

○ 森 智広委員長

ないようであれば、所管事務調査の部分を終了いたします。

でしたら、理事者の入れかえを行います。理事者の入れかえをよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

13 : 51 休憩

14 : 01 再開

○ 森 智広委員長

続きまして、産業生活常任委員会の所管事務調査に戻ります。

コンビナートの現状と今後の方向性について、継続的な議題としておりますので、本日も取り上げたいと思います。

前回の所管事務調査、11月10日のときに請求のありました資料及び参考が付している四日市市臨海部工業地帯競争力強化検討会の報告書について、理事者から説明がありますので、説明よろしくお願いします。

○ 服部工業振興課長

それでは、資料の説明をさせていただきます。

コンビナートの現状と今後の方向性についてという資料をご確認いただきたいと思えます。

このテーマにつきましては、先ほど委員長がおっしゃっていただきましたように、昨年10月に総論的なご確認をいただきまして、11月の所管事務調査では、各論についてご確認をいただき、テーマを絞ってご検討いただくということで、土壤汚染対策法、それから工場立地法、それと工業用水という三つに絞っていただきまして、現行制度などの確認を行っていただいたところです。そして、前回において追加資料の請求をいただきましたもの

を今回ご提出させていただき、説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご確認お願いしたいと思います。

一つ目は、土壤汚染対策に係る他自治体での条例等の規制状況についてということでございます。

前回の所管事務調査のときに、県条例などで上乘せ規制している事例が104の自治体あるとご報告させていただきましたが、その内容がわかる資料をとということでご請求をいただいたものです。環境保全課のほうで詳細確認をしてもらった結果、上乘せ基準を設けておりますのは24の自治体で、その中でも、コンビナートの関連の自治体の状況というのが、表に記載をさせていただいたとおりでございます。

三重県では、条例によりまして3000㎡以上の形質変更の場合は、汚染のおそれがあるなしにかかわらず地歴調査をしなければなりませんし、また、300㎡以上の形質変更をする場合は、区域外へ搬出しない場合を除いて、土壤調査をしなければなりません。

ほかの都市でこれよりも厳しい規制となっておりますのは、表の真ん中ほどの川崎市でございます。面積要件がありませんので、300㎡よりも小さい面積の形質変更であっても、土壤調査をしなければなりません。その下の大阪府も面積要件はありませんが、土地の売買を行う場合のみということですので、厳しいものではないという解釈ができます。

以上のように、コンビナート関連では、川崎に次いで全国で2番目に厳しい規制になっているということがございます。

次に、2ページをお願いいたします。

工場立地法に関しましては、特例がわかる資料をとということでご請求をいただきました。工場立地法といいますのは昭和49年に施行されておりました、敷地面積9000㎡以上、建築面積3000㎡以上の工場を対象として、全国一律20%以上の緑地、またグラウンドなどを含めた環境施設は25%以上の設置を求めるものです。

法律で認められている特例としまして、敷地外の緑地などに関するものが二つございます。一つは工業団地の特例で、団地造成に合わせて整備した緑地などを各工場の緑地面積率に算入できるという制度でございます。もう一つが工業集合地特例でございまして、団地ではない場合であっても、複数の工場が立地している場合には、共通の緑地を工場敷地と隣接する場所に設置して、それを緑地面積率に算入できるというものでございます。

四日市では、全国に先駆けて霞コンビナートでこの集合地特例を導入し、現状では4社におきまして、1万㎡分を緑地面積率にカウントしているという状況でございます。

また、県条例による特例につきましては、平成10年の権限移譲によりまして、県や政令指定都市で独自の緑地面積率が設定できるようになったのを受けまして、市や県のほか企業も含めたプロジェクトチームにより検討を重ね、平成15年度に県条例を制定して、工業専用地域と工業地域の既存工場に限定して、緑地面積率の引き下げを行っております。これは県条例ではあるものの、四日市の石油化学コンビナートを意識したものでございまして、既存の臨海部工業地帯の有効活用と地域の生活環境の調和という点を考慮いたしました独自の制度となっておりますのでございます。

下のほうに、参考事例として、尼崎市の事例を掲載させていただきました。これは、平成24年にさらに地方分権が進み、現在は、全ての市が独自の緑地面積率を設定できるようになっておりますが、それを受けて制定をしておるものでございまして、四角で囲みました①につきましては、条例により緑地面積率の引き下げを行っておるものでございます。この引き下げとともに、②によりまして要綱などの基準により、単独での敷地外緑地などを認めるというような二重の規制の緩和を行っているという事例でございます。

3ページをお願いいたします。

3ページの上段につきましては、工業用水関係の事業主体でございまして三重県企業庁の収支状況を見なければ料金引き下げ等の議論はできないということで、資料請求をいただいたものでございます。

三重県企業庁では、平成25年4月の料金引き下げによりまして、今後、収支均衡が続く見込みということにしており、これ以上の引き下げはできないという説明をしているところでございます。また、下段につきましては、他地区の状況ということで表にさせていただきました。2部料金制、責任水量制、未達料金制と制度にいろいろな違いがございまして、一概には比較しにくい状況でございます。

表の下のほうに、仮にということですが、契約水量が12万 m^3 、使用水量が5万 m^3 、差し引き7万 m^3 が使用していない水という事例の場合で計算をしてみました。四日市が7.1億円に対して千葉が10.1億円、鹿島12.1億円、周南11.5億円、水島5.5億円というような計算結果になりました。四日市の金額は必ずしも高いという状況ではなく、平均以下ではあるという状況でございます。

それと、別冊で提出させていただきました、四日市市臨海部工業地帯競争力強化検討会の資料、産業基盤関連部会のまとめというものをごらんいただきたいと思います。

この競争力強化検討会につきましては、平成23年から25年度におきまして、臨海部工業

地帯の課題について整理、検討を行ったものでございまして、産業基盤関連部会と操業環境関連部会という二つの部会により、それぞれ検討結果をまとめていただいたものでございます。産業基盤関連部会につきましては、三菱化学の総務の方が部会長となって、取りまとめていただいたものでございます。

1枚めくっていただきますと、目次になってございますが、1の人材育成から8の港湾整備まで、それぞれの項目を検討していただきました。今回のテーマの中では、六つ目の工業用水の料金体系というものがそのテーマということでございますが、大変申しわけないですが、12ページをごらんいただきたいと思います。

文章の2段落目でございますが、三重県の工業用水道は、ユーザー企業との契約水量に応じた施設建設を行っているため、契約水量に応じた積算により使用料として建設費用の回収を行っている。この仕組みから、当初の契約給水量と現状の実使用水量に乖離がある場合においても、契約水量に応じた負担は不可避な状況となっているということで、一定の使用していない水に対する料金負担というものも仕方がないというような理解はしていただいているところでございます。

そうした上で、次、13ページをお願いいたします。

文章の一番最後の部分でございますが、今後も、コンビナート企業として、三重県企業庁による新規ユーザーの獲得促進による各企業の契約水量の見直しや事業合理化により発生する黒字分の料金値下げなどについて、県に対して引き続き提言、要請を行っていくこととしたというまとめにしております。

もう一つの操業環境関連部会のまとめのほうをお願いいたします。

こちらにつきましては、東ソーの環境分野の方に部会長となっていただき、取りまとめたものでございます。

こちらも1枚めくって、目次をお願いいたします。

提言と書いてある部分が、今回のテーマでございます工場立地法に関するものでございます。

1ページ、提言の下のほうの数字の2というところをごらんください。

平成23年には同法の大幅な規制緩和がなされ、平成24年には同法の関連事務が県から市に権限移譲され、各自治体では独自の取り組みが進められている。3、そのような状況の中で、四日市地域の競争力を高める上では、他自治体における工場立地法の規制緩和の動きにおくれることなく、市条例化を見据えた取り組みを展開すべきであるという提言をい

ただいておりますのでございます。

2ページをごらんください。

具体的な改正案の提案をいただいております、ポイントでご確認をいただきますと、四角囲みの一番上のところでございます。緑地面積率の現行というところですが、工業専用地域、工業地域の既存工場に限るということで、15%の緑地面積率を、右側の数字ですが、10%に引き下げて規制緩和を行ってはどうかという案でございます。

その下の四角のところですが、その引き下げた5%分を緑の量、緑量という新しい指標を用いまして、緑の確保を進めていくという提案内容でございます。

もう一枚おめくりいただいて、3ページは飛ばします、4ページをお願いいたします。

もう一つのテーマ、土壤汚染対策法についての検討をいただいております、ここはこの部分の下のほうの文章でございますが、四日市地域のみの特例な対応、土壤汚染時の安全性担保の方法等を創設することは非常に難しいものとする。したがって、具体的な開発行為や新規製造設備建設のときに、個別に法的に適切な代替措置で対応することとするというまとめをいただいております。検討協議会として一律の案、規則改正とか規制緩和の案をするのではなくて、個別案件ごとに対応していくというまとめにいただいたところでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

説明していただいた部分につきまして、質疑、ご意見ございます方、挙手をお願いします。

どうしましょう、休憩をとりましょうか。ちょっと資料が多かったので、一回、目を通していただいて、休憩明けにまたご意見、ご質疑ある方は挙手をお願いします。

では、30分まで休憩をとらせていただいて、その後質疑に入っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

14：19 休憩

14：30 再開

○ 森 智広委員長

では、再開いたします。

先ほどの説明部分につきまして、ご質疑あります方、挙手をお願いします。

まず、私からちょっと質問させてもらいます。済みません、2点ほどですけれども、臨海部の競争力の資料で、二つ目、操業環境関連部会まとめの土壤汚染対策法のところなんですけれども、この部分については、先ほど説明があったように、三重県は、県で厳しい規制がかかっておると。川崎に次ぐ2番目ということがあったんですけれども、県条例の部分については、特に記載はないんですけれども、現場としてどういった声があったのか、聞かせてください。

○ 服部工業振興課長

報告のまとめにつきましては、法律に対するものだけということで記載をしていただいておりますが、県条例に対する意見もワーキングの中では出ておまして、やはり厳しい規制となっておりますので、見直しをしてほしいというような要望の意見が出ているところでございます。

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

次なんですけれども、緑地面積率の部分で、これもまとめのところなんですけれども、2ページ、今現在15%を10%に下げるんですね、既存の工場部分について。その5%部分については、下記のとおり工場敷地内の緑化とか工場敷地外の緑化とか、太陽光パネルとかでカバーしていくというのが書かれているんですけれども、全国的に見て、下げた分だけ違う部分で賄うというのは、これはもうセットで設定されているんですか。

○ 服部工業振興課長

セットでされているところもあるという状況でございます。単に率だけ下げて、その分のカバーをほかで求めていることのない制度を導入している都市が、どちらかという和多いという状況でございます。

○ 森 智広委員長

多少遠慮されているんですね。そういう意味では。下げるけど、ほかで賄うという。わかりました。

ほかに質疑等ございますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

なければ、所管事務調査部分については、一旦閉じさせていただきたいと思います。

これまで何回かにわたりまして、このコンビナートの現状と課題という部分について調査研究してきたんですけれども、前回の委員会でもお伝えしたように、方向性として、ある一定の何か成果物のほうを出していきたいと考えています。まず、緑地面積率の問題に関しましては、四日市の市条例で何とかなると、市条例で改正することができるということで、今回取りまとめた部分の5%低減させたものを、一応こういうふうに取り組んだらいいですよという形で報告書に盛り込ませていただきたいと思います。

あと、また土壤汚染法に関しましては、三重県条例が厳しい規制をかけておることと、県に対して、こういった全国2番目の厳しい規制について緩和することができないかということに対して、意見書を出していきたいなと思っております。

現在、四日市の市条例の条例の変更に関しては、案として報告書に付記するだけですの大きな影響はないと思うんですけれども、意見書に関しましては、次の2月定例会議会で、もしよければ提出していきたいなと思っております。

今、意見書の案のほうを考えて、関係部局と調整しておりますので、この委員会が終わって、次の委員会が1月28日ですので、もうできるだけ早い段階で皆様方のポストに配付させていただきたいなと思います、意見書案のほうを。そして、1月28日の次の委員会ときに意見をいただきたいなと思っております。そして、文言を修正しながら、委員会としての意見書に、合意が得られればしていきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

○ 諸岡 覚委員

異論とか反論じゃなくて、純粹に質問で。

その意見書というのは、委員会として県に出すのか、委員会から一旦議会に上げて四日市市議会の総意として上げるのか、どっちのおつもりですか。

○ 森 智広委員長

何か調べたところ、過去に、常任委員会で意見書を出したケースは何回かあるらしいんですよ。あれは、連名で出したのかな。

○ 笠井議会事務局主事

恐らく委員会発議というわけではなくて、その委員会の委員さんが全員署名をされて、それを議会から上げて、議長が上げたという形になりますかね。

○ 森 智広委員長

上げ方というのはまたちょっと整理して、どういうのがいいのかというのは、また次回の際にご意見賜りたいと思います。

○ 諸岡 党委員

可能な限り議会に上げて、四日市市議会全体として上げられる方向で、正副委員長でご努力いただければなと思います。

以上です。

○ 森 智広委員長

はい。意見として承りました。

具体的な部分については、次回といいますか、この後、数日後には案を配付させていただきますので、次回の委員会でまた意見をいただきたいのと、また、その上げ方についても、委員会にとどまらず、全体として上げたほうがいいんじゃないかというご意見をいただきましたので、また正副で検討していきたいなと思っています。

以上でよろしいですかね。

○ 豊田祥司委員

環境とか健康面とか、そういう話が余り出てきていないなというのを思っているんです

けれども、海に対しての影響であったり、その辺はどういうふうに。国で定めた基準があったらそれ以下は、健康面、環境面、大丈夫だよという判断なのか、それとも、そうじゃなくて、独自に何らかの研究をしていくのかというのは、その辺はどうかなというのは若干思っているんですけども。

○ 森 智広委員長

そうですね。わかりました。

私自身としては、国が一定の基準を設けていまして、その基準でほとんどの自治体が運用しているということから、特段、三重県の規制が緩和されることによって健康面に与えるものはないと思いますけれども、そういった部分についても、もし可能であれば、次回の委員会の際に担当部局に少し意見を求めるとか、そういった時間を設けられればなと思います。

○ 豊田祥司委員

お願いします。

○ 須藤商工農水部長

今豊田委員さんからの危惧について、私ども商工農水部産業振興の立場から、このような規制緩和ということについても検討していかないかということをございます。その辺の環境面での問題ということになりますと、土壤汚染対策法自体が環境部の所管になってございますので、その辺の議論ということについては環境部のほうが所管しておりますので、その辺の議論についての体制について、ちょっとご配慮いただきたいなというふうに思うわけをございます。

○ 森 智広委員長

わかりました。

一度、都市・環境常任委員会のほうにまた依頼させていただいて、可能であれば環境部に出席していただきたいなと思っております。そういう体制をとれるように尽力していきますのでよろしくをお願いします。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

でしたら、所管事務調査部分については閉じさせていただきます。

続きまして、報告のほうに移ります。

東芝四日市工場における新工場の立地について、理事者より報告していただきたいと思っています。

○ 服部工業振興課長

それでは、資料に基づきご報告をさせていただきたいと思います。

産業生活常任委員会その他報告という資料をごらんいただきたいと思います。

本件につきまして、現状を一言で申し上げますと、四日市での立地は決定しておりますが、いつ建てるかは決まっていないという状況でございます。

市議会の皆さんにはこれまでも、ポイント、ポイントで、文書の棚入れ等によりまして報告をさせていただいてまいりましたが、おおむねの新工場の配置案などが固まってまいりましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

資料1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページは、四日市市として取り組んでまいりました戦略的な企業誘致などの経緯をまとめたものでございます。始まりは本年2月ですが、庁内にプロジェクトチームを設置いたしまして、地権者の方の意向調査を実施いたしました。地権者の方を対象に、2月25日に説明会、5月11日に結果報告会を、いずれも八郷地区市民センターで開催いたしました。多くの地権者の方の賛同をいただき、東芝に対して新工場建設の提案を行ってきました結果、8月に東芝として用地取得を開始するということを決定していただきました。

9月11日に東芝主催の地権者説明会を開催することとなりましたので、その前の8月31日に、市議会の皆さんにその旨の報告をさせていただいたところでございます。

その後の用地交渉により、新工場の立地に必要な用地の確保の見込みが立ったということから、11月には建設予定地としての決定をいただき、11月9日に議会報告を行わせていただきましたように、都市計画手続を開始したところでございます。あわせて、強力に立地を推進するために、副市長をトップとする東芝新工場立地推進本部を庁内に設置すると

ともに、プロジェクトチームについても見直しを行っています。

12月18日には、開発の事前説明会が八郷地区市民センターで開催され、25日付で開発事前協議書を受理したところでございます。

並行して、本市都市整備部で地区計画の手続を行っておりまして、12月4日から18日まで原案の縦覧を行いまして、来週21日から2月4日までは計画案の縦覧を行う予定でございます。

2ページをごらんください。

2ページは、東芝四日市工場の現状でございます。第1棟から第5棟までが建設されておりまして、現在、第2棟を建てかえ中という状況でございます。

今回の新工場につきましては、5-1、5-2と書いてありますが第5棟というところでございますが、この第5棟の北側、富田山城道路との間と第5棟の西側、四日市大学との間の土地を取得しまして、開発を行う予定でございます。

3ページが土地利用計画図でございまして、赤い点線で囲った部分が開発予定地、そして、右上のオレンジの四角が予定建築物でございます。左側の茶色い線で囲った部分が中村地区緑地で、平成20年度に第5棟の用地取得に協力して市が取得した土地でございまして、工業的な土地利用を想定して、現在は、工業振興課におきまして普通財産として管理をしているものでございます。今回の開発に、調整池部分を除くおおむね3分の2が含まれることとなりましたので、売却処分をしていくこととし、2月定例会議会において財産処分の議案を提案させていただくこととしております。

ご報告は以上でございます。

○ 森 智広委員長

質疑等ございますか。

○ 荻須智之委員

時期が決まってみえないというのは、本社の、今ちょっとばたばたしてみえているということが原因なんではないでしょうか。事業部としては急がれるはずやとは思っているんですが、その辺、教えていただけますか。

○ 須藤商工農水部長

現在、用地取得、あるいは今後造成していこうということで計画は進められておるわけですが、建屋の建設、あるいはその中に装置の導入ということについては、大変大きな投資ということになりますので、投資決定についてはまだ東芝のほうで最終決定されていないと、そのようなことでございます。

私どもとしては、造成が終われば速やかにそのようなふうに移って行っていただきたいということで要望しておるところでございます。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

○ 森 智広委員長

他にご質疑等ございますか、確認。

○ 豊田祥司委員

これに対して、補助金とか、その辺の話とかというのは、何か出したりということはあるのでしょうか。土地を安く売るとか、この茶色の部分の。そういう話とかいうのもあるのでしょうか。

○ 須藤商工農水部長

企業が立地していただくということに関しましては、さまざまな面で企業誘致の、私どもも協力はしていくということではございます。具体的には、手続についてスピードアップするように、ワンストップでいろいろやるとかというようなことの協力はさせていただいておるところでございます。

補助金等につきましては、通常の現在持っております企業立地奨励金、この中で、必要な額については奨励金を交付していくという予定にしております。現状ではまだ定まっておられません、内容については。

以上でございます。

○ 豊田祥司委員

ありがとうございます。

あと、東芝が今、ばたばたとしている状態なので、本当にこれが工場として続いていくのかなというのが、ちょっと心配事の一つではあるんですけども。わかりました。ありがとうございます。

○ 諸岡 覚委員

企業立地奨励金のメニューの中でできる範囲のことという答弁でしたけれども、今、想定される金額というのは、ざくっと幾らくらいになるんですか、それは。ざっくりおおよそ。全くわからない。

○ 須藤商工農水部長

企業立地奨励金につきましては、固定資産税についての額によって定まってまいります。その辺がどれくらいの投資ということについては、全く聞いておりません。

○ 森 智広委員長

他に。

従業員が何人雇用されるかとかは聞いていますか。そこまでまだ行っていない。

○ 須藤商工農水部長

操業時期等、あるいはそのときどれくらいの規模で操業が始まるかということですが、過去の例からすると、900人ぐらいはこの建屋の中では想定できるのかなというふうには考えております。

○ 森 智広委員長

他によろしいでしょうか。

○ 小林博次副委員長

何にも決まっていない中で質問するとまずいんやけど、今の説明やと900人ぐらい。圧倒的人手不足の時代に入って、大きいところに人をとられると地元の企業が困るので、そのあたりの分析をされて、必要なら四日市以外のところからこっちへ人を呼んでいただけるような、そんなことなんかも検討してください。

○ 須藤商工農水部長

今ご指摘あったような点については、東芝のほうに要望してまいります。

○ 小林博次副委員長

情勢分析してからにしてくださいよ。この辺が人が余っておるのやったら雇ってと言わんらんし、人が足らんのやったらちょっとよそから半分ぐらい持ってきてとか、そういうこと。

○ 森 智広委員長

他に。

(なし)

○ 森 智広委員長

でしたら、当報告の件は終結させていただきます。

でしたら、理事者のほうには退席いただきます。ありがとうございました。

インターネット中継、このタイミングで切らせていただきます。

ちょっと報告があります、報告事項ですね。少しまだお残りください。

続きまして、次回所管事務調査の確認です。

1月28日午前10時からです。先ほど申しあげましたように、コンビナートの現状と今後の方向性についての取りまとめの方向性を協議していきたいと考えています。あと、議会報告会のときに幾つか、議会でも検討しますという話があったと思うので、その部分について、少しお時間をとりながら、議会で取り扱ったという形をつくっていきたいと思っています。

次に、先日の議会報告会のときに、次回の議会報告会の日程を調整させていただきました。海蔵地区市民センターが押さえられましたので、3月28日の午後6時半から海蔵地区市民センター2階中会議室で議会報告会のほうを開催することと決定しましたので、ご予約をとっていただきたいなと思っております。

本日の事項は全てですね。以上となります。ありがとうございました。

でしたら、また1月28日によろしくお願いいたします。

14:52 閉議